

東日本大震災で被災した法人の皆様へ

法人県民税・法人事業税の減免等について

東日本大震災により被災された皆様に、心からお見舞い申し上げます。

宮城県では、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害（以下「東日本大震災」といいます。）により甚大な被害を受けた法人の復興を支援するため、申請により一定区域における法人の法人県民税（均等割）を全額免除し、一定以上の被害を受けた法人の法人県民税（法人税割）及び法人事業税の一部を減免する制度を設けました。

1 減免等の内容について

税目	減免等の要件	減免等内容	必要書類
法人県民税 (均等割)	平成23年3月11日現在において、法人の宮城県内の事務所又は事業所の全てが地方税法（以下「法」という。）附則第55条第1項（注1）の規定により各市町村において公示された指定区域に所在すること。	対象事業年度について全額免除	<ul style="list-style-type: none"> 免除申請書（様式第60号の3） その他必要書類
法人県民税 (法人税割)	法人事業税	東日本大震災により受けた損失の金額（注2）が資本金の額又は出資金の額（300万円未満の法人等は別に計算した額）（注3）の1/2に相当する金額以上であること。	対象事業年度の税額の10%を減免 <ul style="list-style-type: none"> 減免申請書（様式第60号の4） 貸借対照表 損益計算書 その他必要書類 （損益計算書や貸借対照表で震災による特別損失又は特別利益、繰延資産の額が確認できない場合は、その額が確認できる書類）

（注1）「東日本大震災に係る津波により被害を受けた土地及び家屋に係る平成23年度分の固定資産税及び都市計画税の課税免除」の対象となる地域として各市町村において、公示された指定区域に所在すること。

（注2） 東日本大震災により受けた損失の金額

平成23年3月11日以後に終了する各事業年度における損失の金額の合計額とし、その損失の金額は、損益計算書に計上されている特別損失に属する損失（損失が繰延資産として計上されているときは、当該繰延資産を含む。）のうち東日本大震災により受けた損失の金額。なお、当該損失に補填される保険金、損害賠償金、補助金等があるものはその損失額から当該保険金等の額を控除する。

（注3） 資本金の額又は出資金の額

平成23年3月11日の属する事業年度（以下「震災事業年度」といいます。）終了の日現在における額ただし、次のいずれかに該当する法人については、当該事業年度終了の日における貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価格から当該貸借対照表に計上されている総負債の帳簿価格を控除した金額（当該貸借対照表に当該事業年度に係る利益の額又は欠損金の額が計上されているときは、当該利益の額を控除し、又は当該欠損金の額を加算した金額）

- ・ 資本金の額又は出資金の額が300万円未満のもの
- ・ 資本又は出資を有しないもの
- ・ 法人とみなされるもの

2 対象事業年度

平成23年3月11日から平成26年3月10日までの間に終了する各事業年度

3 減免の手続き

申請書等必要書類を管轄の県税事務所へご提出ください。

なお、法人県民税（法人税割）及び法人事業税については、対象事業年度ごとに申請が必要です。

申請書の様式は、宮城県のホームページからダウンロードすることができます。

詳しくは、宮城県ホームページ（宮城県税務課／県税ガイド）をご覧ください。

⇒アドレスはこちら <http://www.pref.miyagi.jp/zeimu/>

また、申請書については各県税事務所でも配布しております。

4 よくある質問

Q 1 減免等の対象の事業年度について既に確定申告を済ませていましたが、減免等の要件に該当します。今からでも申請できますか？

申請できます。管轄の県税事務所へ申請手続きをお願いします。

Q 2 減免等の要件に該当しそうですが、減免後の額で納税はしてよいのでしょうか？

納期限から減免等の決定日までの期間については、延滞金の算定期間となりますので、一旦、減免前の金額で納付する必要があります。減免等が決定となった後に、還付いたします。

Q 3 宮城県の減免制度と市町村税の減免制度は同じような内容ですか？

減免の制度は各都道府県・各市町村のそれぞれの条例等で定めているため、制度の内容や対象が異なります。減免等の有無や内容等については、各都道府県・各市町村にお問い合わせ下さい。

Q 4 減免等の対象であることが確定している場合、予定（中間）申告は必要ですか？

予定申告は通常通り申告・納付が必要になります。

確定申告時に減免等の申請をしていただき、免除を決定した後に、還付いたします。

Q 5 東日本大震災に伴う損失額を、震災事業年度と翌事業年度にわたって計上した場合、法人県民税法人税割と法人事業税の減免は、どのように申請を行えばいいのですか？

震災事業年度と翌事業年度の損失額の合計に基づき、減免等の要件に該当するか否かを判断します。

例えば、震災事業年度に計上した損失額が資本金の額等の1/2に相当する金額未満であって、翌事業年度に計上した損失額を合計したときに、資本金の額等の1/2に相当する金額以上となった場合も減免の申請はできます。このような場合は、翌事業年度に計上された損失額が確定後、震災事業年度と翌事業年度について、それぞれ減免申請の手続きをお願いします。

【留意点】 震災事業年度の単年度では要件に該当しても、後に減免要件に該当しなくなった場合には、この制度で既に減免された全事業年度の減免決定を取り消すこととなります。

(例)・震災により生じた費用に補填される保険金又は損害賠償金等がある場合において、震災事業年度では、これらの金額を計上していなかったが、震災事業年度後に計上した場合

・震災事業年度において見積り額で計上していた損失額が、震災事業年度後の損失額の確定により、損失額が減額になった場合

5 お問合せ先

その他ご不明な点がございましたら、管轄の県税事務所までお問い合わせ下さい。

(受付時間8時30分から17時15分)

県税事務所等	住所	電話番号
大河原県税事務所	〒989-1243 柴田郡大河原町字南 129-1	0224 (53) 3113
仙台南県税事務所	〒982-0011 仙台市太白区長町 7-22-20	022 (248) 2961
仙台中央県税事務所	〒980-0011 仙台市青葉区上杉 1-2-3	022 (715) 0622
仙台北県税事務所	〒981-8510 仙台市青葉区堤通雨宮町 4-17	022 (275) 9119
塩釜県税事務所	〒985-0024 塩竈市錦町 5-28	022 (365) 4192
北部県税事務所	〒989-6117 大崎市古川旭 4-1-1	0229 (91) 0705
東部県税事務所	〒986-0812 石巻市東中里 1-4-32	0225 (95) 1446
気仙沼県税事務所	〒988-0181 気仙沼市赤岩杉ノ沢 47-6	0226 (24) 2530